# 情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理(案) 〜制度整備の基本的な方向性〜 【抜粋】



平成27年12月10日 内閣官房IT総合戦略室

※ 本中間整理(案)は、情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会の議論を踏まえ、制度整備の基本的な方向性について 中間的な整理を行うもの。今後、この中間整理(案)について意見募集を行い、その結果も踏まえ、具体的な法整備を行う予定。

#### 1. 検討の背景と検討事項

## (1) ITを利活用した情報流通の円滑化に関する制度整備の検討の背景

## 検討の背景

#### 【近年のIT利活用を巡る環境の変化】

- スマートフォンの普及により、ITが消費者の「手のひら」に
- SNS・モバイル通信や光ファイバなど、ブロードバンド環境の整備が進展
- IoT、ビッグデータ、AI(Artificial Intelligence:人工知能)など、情報の分析・活用技術が進展
- マイナンバー制度、個人情報保護法改正等の制度整備(匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等)
- サイバーセキュリティ即応体制の向上
- 業務改革を踏まえた政府情報システムの統廃合とクラウド化等の推進 (運用コスト27%削減(2021年度の現時点目途)、政府情報システム数63%削減(2018年度の現時点見込))等

## このような中

- ◎ IoT、ビッグデータ、AI時代において、IT利活用による情報流通の更なる円滑化を図ることは、超高齢社会における諸課題の解決に有効であり、我が国の成長戦略の大きな柱の一つ。
- © このような観点から、世界最先端IT国家創造宣言(H27.6.30閣議決定)、日本再興戦略改訂2015(同日閣議決定)において、IT利活用による円滑な情報流通やそれに伴うビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずることが、成長の鍵となる施策として盛り込まれたところ。

そこで

IT総合戦略本部規制制度改革分科会の下に、『情報通信技術(IT) の利活用に関する制度整備検討会』を立ち上げ、制度整備を検討

#### 1. 検討の背景と検討事項

# (2)制度整備に向けた検討事項

## 制度整備に向けた検討事項

- ① あらゆる分野でITを利活用した情報の流通を促進するスピードのある施策の効果的・継続的な推進の制度化の検討 (スパイラルアップ)
- ② 近年、ネットワーク上の多様かつ大量の情報を活用して社会課題の解決等を図る新たなビジネスや取組が見られるところ、特に、法的な整備が求められている以下の項目について、重点的に検討
  - ア. 安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称)) 健康寿命の延伸や医療の質の向上、社会保障の重点化・効率化、交通事故・災害防止等を図る観点から、IT利活用を 通じた、個人情報を含む多様かつ大量の情報の適切かつ効率的な収集、整理、分析及び安全な管理による我が国が抱える 諸課題の解決を期待
  - イ. IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保

いわゆる「民泊」に代表されるように、シェアリングエコノミーサービスにおいては、遊休資産を活用して不特定多数の一般個人によりサービスが提供されるため、行政によるサービス提供状況の把握が困難な状況。サービス提供における情報の非対称性や外部不経済等の問題の発生等、これらの課題に適切に対応し、利用者が安心して利用し、IT利活用の利便性を享受できる新規サービス等の出現を期待

IT利活用による情報流通の円滑化に向けた法制度整備に向けて検討

- 2. 制度整備の基本的な方向性(IT利活用による情報流通の円滑化を推進する制度のあり方)
- (1)制度のあり方(総合的な計画の策定)(2)計画の内容

## (1)制度のあり方(総合的な計画の策定)

- 超高齢社会の到来等、我が国が抱える諸課題の解決に向け、IT利活用による情報流通の円滑化を官民一体となって推進するためには、総合的な計画を策定することが必要。
- その計画の実効性を確保するため、きめ細かいPDCAサイクルを通じた施策の<u>着実かつ効果的・継続的な推進(スパイラル</u> アップ)が必要。

## (2)計画の内容

- IT利活用による情報流通の円滑化を推進するための計画を策定するに当たって、以下の事項に関する 基本的な理念や施策を中心に、官民一体となって推進することが必要。
  - 行政手続等に係るオンライン利用の推進
  - ・ 民間事業者等の手続に係るオンライン利用の推進
  - ・ 行政機関等が保有する情報のオープンデータ化の推進
  - 新たなサービスの創出・革新・展開のための規制改革の推進
  - ・ 行政機関等の情報システムの標準化と関連業務の見直し
  - ・ IT利活用に係るサイバーセキュリティの確保
  - ・ 地理的な制約、年齢等その他の要因に基づくITの利用機会又は活用に係る格差の是正
  - 人材の育成、教育及び学習振興、普及啓発
  - ・ 超高齢社会における、ITを利活用した安全・安心な環境の整備 等

# (3)安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称))

## ① 代理機関(仮称)のあり方

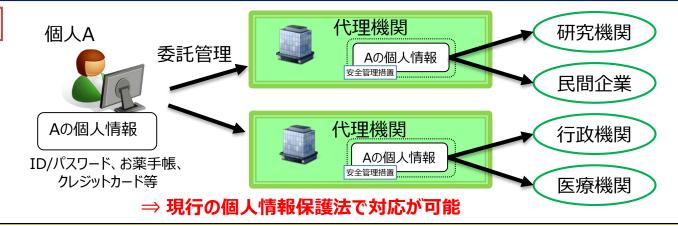
- 超高齢社会の到来等、我が国が抱える様々な社会的課題を解決するためには、多様かつ大量の情報をITを利活用して、適切かつ効率的に収集、分析し、その利用を促進することが重要。
- 特に、多様かつ大量の個人情報の収集に当たっては、個人情報の取扱いについてその適正性を確保しつつ行うことが必要であり、国民の理解と協力が得られる環境の整備が必要。
- このため、<u>多様かつ大量の個人情報をITを利活用して適切かつ効率的に収集、分析し、その利用の推進を図る機関(いわゆる代理機関(仮称))の制度的枠組みを整備し</u>、様々な社会的課題の解決に向け、<u>個人情報を含めた情</u>報の利用を適切に促進することが必要。

## (3)安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化(代理機関(仮称))

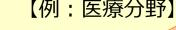
## 【想定される代理機関(仮称)の類型】

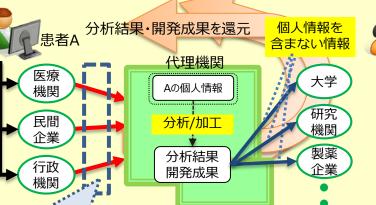
1. 個人情報委託管理型

個人情報を含む情報 を、**本人に代わって その情報の管理**を図 る形態

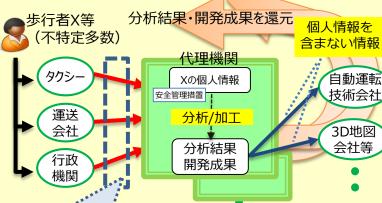


- 2. 個人情報収集分析型
- ①多種多様な主体が保 有する<u>個人情報を収</u> 集し、
- ② <u>その分析結果・開発</u> 成果(<mark>個人情報では</mark> ない)を様々な主体 に提供する形態





【例:交通事故防止、災害の防止等の分野】



## 【現行】病歴等の医療情報は事前に本人同意が必要(改正個情法)

⇒代理機関(国が安全性等を審査し認定した事業に限定)に提供 する場合に限り、本人の求めに応じて提供を停止すること等を本人が 知り得る状態に置く(オプトアウト)ことで本人同意なしで提供可能 【法的措置が必要】 【現行】位置情報、プローブ情報、映像等本人識別できる情報の第三者提供は本人同意が必要

⇒代理機関(国が安全性等を審査し認定した事業 に限定)に提供する場合に限り、本人同意が困難な ときは本人同意なしで提供可能【法的措置が必要】 5

# (4) IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保

## ①シェアリングエコノミーサービスの登場

インターネットやスマートフォンの普及、それに伴うSNSの利用等が普及するなか、IT利活用による個人間の情報のマッチングを行う機能をインターネット上に提供することで、利用されていないスペース、モノ、スキルなどを短期的に提供したい不特定多数の一般個人(C)と、これらの利用を希望する不特定多数の一般個人(C)との間を仲介し、個人の遊休資産等の共用を実現するサービス、いわゆるシェアリングエコノミーサービスが様々な分野において登場。その健全な発展により、我が国経済の活性化や国民生活の向上に貢献することが期待されている。

#### ②インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題

インターネットの特性(匿名性、情報の広範な伝搬性)から、次のような諸課題を惹起。

- 課題① サービス提供及び利用状況の行政による実態把握が困難
- 課題② 情報の非対称性の発生によるトラブルのリスク
- 課題③ 近隣住民等の迷惑被害やテロ、感染症の発生等、外部不経済の発生
- 課題④ 事業者が外国にあるため、必要な対応を求めることが、物理的、法的に困難。

## ③ 諸課題に対応するルール整備に向けた基本的考え方

諸課題に対応し、消費者保護を図る観点から、サービスの提供と利用をインターネットを通じて仲介する シェアリングエコノミーサービス事業者が、最も多くの情報を集約・整理することができ、サービスの提供と 利用の仲介による事業を行う立場にあることも踏まえ、<u>当該事業者が負うべき一定の責務について、法制</u> 上の枠組みを整備することが必要。

# (4) IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保

#### ④ 諸課題に対応するルール整備のあり方

諸課題への対応のため、一定のサービスを仲介するシェアリングエコノミーサービス事業者に対し、必要最小限の仕組を設けることが必要。

### 課題1)への対応(サービス提供及び利用状況の実態把握が困難)

行政による適切かつ効率的な実態把握の手法(問題が生じた場合にも適切に対応)として、シェアリングエコノミーサービス事業者に対して、<u>事業の参入に当たっては適切な規制を導入するとともに、シェアリン</u>グエコノミーサービス事業者が提供者及び利用者の本人特定事項を確認することを義務付け。

### 課題2)への対応(情報の非対称性の発生)

利用者がサービス内容とリスクについて理解した上で選択できるよう、例えば、シェアリングエコノミーサービス事業者が、提供されるサービスが<u>業法の許可等を受けて行われているものか等を確認し、その結果</u>やサービス水準等の必要な情報を利用者に提供すること等を義務付け。

#### 課題3)への対応(外部不経済の発生)

外部不経済の内容に応じ、シェアリングエコノミーサービス事業者・提供者・利用者との責任分界点を明確化しつつ、シェアリングエコノミーサービス事業者にも一定程度責任を担ってもらうこととし、例えば、 苦情(第三者からのものを含む)への相談窓口の開設や、第三者であっても当該サービスに関する苦情の申立てを行えるような表示(相談窓口の連絡先を記載したシールの配布と玄関への設置依頼)の措置を約款により講ずる等を義務付け。

#### 課題4)への対応(ボーダレスな対応が必要)

<u>海外の事業者への域外適用を導入</u>し、それを実効性あるものとするため、例えば、課題 1 )の<u>事業の参入</u> に当たっての適切な規制を、国内サービスの提供を仲介する海外事業者にも適用するとともに、事業所の国 内設置をその要件とする等、一定の把握のための仕組等を設ける。

# (4) IT利活用を行う新たなサービス(シェアリングエコノミー)の適正な事業運営の確保

## ⑤ 諸課題に対応するルール整備のあり方(留意すべき事項)

本検討会での議論においては、シェアリングエコノミーのあり方を検討する契機が「いわゆる民泊のあり方」であることを踏まえ、<u>シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、サービス提供者に係る業法その他の関係法令との関係を併せて一体的に整理することにも留意</u>すべきとの意見があったところ。

このため、民泊における政府部内での議論も踏まえつつ、シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、その要否も含め、以下のようなシェアリングエコノミーサービス事業者としての責務についても検討を行うことが必要。

- 仲介するサービスの提供と利用により、生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者(第三者を含む。)に対し、その損害の賠償を行うべき場合に備えて取るべき措置(提供者、利用者との契約に基づき、これらの者が取るべき措置を含む。)の確保の仕組
- 仲介する提供者、利用者の相互評価を行う仕組みの適切な提供の仕組
- 法令等の違反を認知した場合の監督官庁への届出の仕組

等